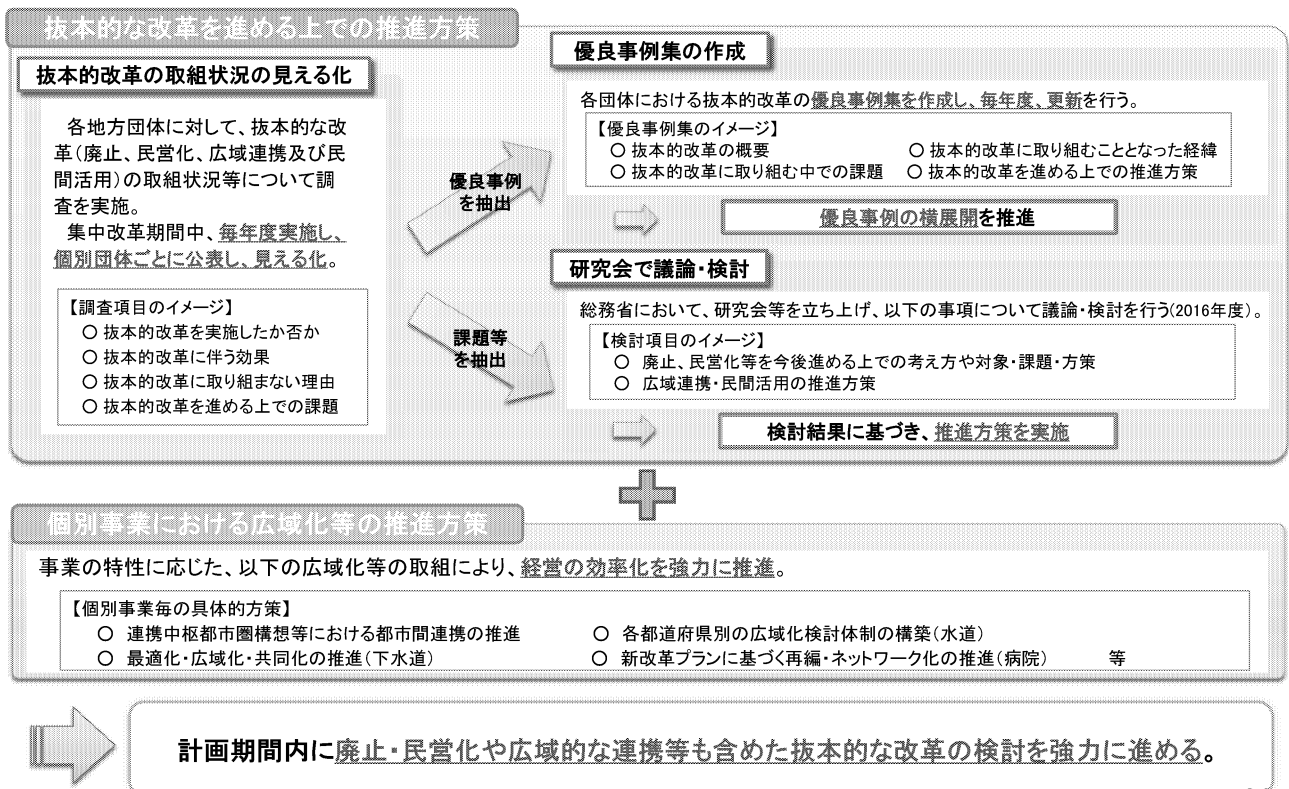


4. 抜本的な改革の検討の推進及び経営戦略の策定推進

- ・ 抜本的な改革の検討の推進
- ・ 経営戦略の策定推進

38

抜本的な改革の検討の推進について



39

「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略【イメージ】

効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・ノウハウ活用(PPP/PFI等)

組織,人材,定員,給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組(ICT活用等)

反映

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ等

財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し等

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営戦略の策定を進めるための方策

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表
- 毎年度、経営戦略の策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**(平成29年度～)



- 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28年度～30年度)を創設

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援。

40

H28 公営企業の経営のあり方に関する研究会について

【趣旨】

- 公営企業の経営環境については、人口減少に伴う料金収入の減や、施設等の老朽化による更新需要の増大等、今後厳しい状況が待ち構えている。また、繰出金等を依存している一般会計についても今後社会保障関係経費等の増大が見込まれ、公営企業の経営支援のためにこれまで以上に負担を負うことは困難な状況である。
- 一方、一部の地方公共団体では、民営化やコンセッションの導入など、民間経営主体の活用による、より効率的な経営手法の導入が模索されている。また、上下水道事業では、広域連携や事業の最適化に向けた検討も進められている。
- このような情勢を踏まえれば、地方公営企業について、廃止・民営化・広域化・民間活用といった抜本的な改革の検討を行うことは急務となっており、本研究会を設置し、公営企業の各分野について、抜本的な改革の検討を推進する上での考え方や、対象、課題、方策等について整理を行うものである。

【主な検討項目】

- 抜本改革の考え方・対象・課題の整理
→公営企業の各分野について、事業特性や経営環境等を踏まえつつ、抜本的な改革の検討を推進する上での考え方や対象、課題、方策等を整理。
- 抜本改革の検討に資する指標の検討(⇒[指標(イメージ)]参照)
→多大な財政的リスクが生じている事業や、収益性やコストについて課題を抱える事業について、将来世代への重い負担や一般会計への過度な負担をもたらさないよう、収益性、持続可能性・財政的リスク等の観点から指標を設定し、抜本的改革の検討を促す。
- 改革の成果の検証方法の検討

検討スケジュール（案）

回数	時期 (目安)	これからの公営企業のあり方に関する研究会(仮称)	
第1回	5月	事業別の抜本改革の考え方・対象・課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業全体の抜本改革の考え方、課題等を整理 ・論点提示
第2回	6月		<ul style="list-style-type: none"> ・各事業別(例:経営室関係)の現状・課題等を説明 ・事業別の抜本改革の考え方・対象・課題を整理
第3回	7月		<ul style="list-style-type: none"> ・各事業別(例:準公室関係)の現状・課題等を説明 ・事業別の抜本改革の考え方・対象・課題を整理
第4回	8月	抜本改革の検討に資する指標の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・経営比較分析表の説明 ・新指標設定の観点や論点を説明 ・新指標案を提示
第5回	9月		<ul style="list-style-type: none"> ・新指標の各事業ごとの有効性や課題を議論
第6回	10月		<ul style="list-style-type: none"> ・新指標を確定、指標の活用方法を議論
第7回	11月	改革の成果の検証方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・成果を検証する際の観点や方法等を議論
第8回	1月		<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(骨子)の審議
第9回	2月	最終とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)の審議

42

5. 公営企業の広域化・民間活用

43

(事例3)八戸圏域水道企業団を中心とした新たな水道広域化の展開

1 概要

北奥羽地区では、人口減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、団塊世代の退職に伴う職員の不足等の諸課題に対応するため、八戸圏域水道企業団を中心として県境をまたいだ広域連携が展開されている。事業統合にこだわらない多様な形態での新たな水道広域化の先進事例として注目を集めている。



2 水道広域化の流れ

- 昭和61年 4月 青森県南の水道事業を統合し、八戸圏域水道企業団として事業開始
- 平成13年 4月 企業団に八戸市、階上町、南部町の簡易水道事業を統合
- 平成17年 3月 企業団に八戸市の簡易水道事業を統合
- 平成20年 1月 青森県南及び岩手県北の水道事業体により北奥羽地区水道事業協議会設立
- 平成24年 4月 企業団に八戸市の簡易水道事業を統合
- 平成25年 4月 協議会に管工組合や水質検査機関、検針・料金徴収関係企業が準会員として参加
- 平成26年 4月 企業団に南部町の簡易水道事業を統合

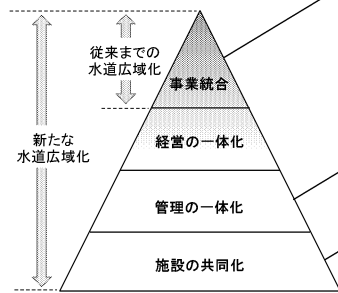
3 北奥羽地区水道事業協議会について

○会員構成

- ・正会員 : 21水道事業体 (青森県内12、岩手県内9)
- ・準会員等 : 15団体

○平成26年6月以降、以下のテーマ毎に専門部会を設置し検討を進め“できるところから”広域化

- ・施設の共同化 (水源・施設)
- ・水質データ管理の共同化
- ・施設管理の共同化 (設備台帳の整理)
- ・システムの共同化 (管路情報システム・料金管理システム・財務会計システム)



- 【①事業統合】
 - ・八戸圏域水道(企)と周辺事業体との統合
 - ・簡易水道事業の上水道事業への統合
- 【②業務の共同化】
 - ・営業業務の包括委託(一括委託)
- 【③施設管理の共同化】
 - ・運転管理業務の第三者委託(一括委託)
 - ・保守点検業務の包括委託(一括委託)
- 【④水質管理の共同化】
 - ・水質検査結果のデータ管理、評価の共同化
- 【⑤システムの共同化】
 - ・各システムの導入、仕様統一
 - ・標準仕様書、マニュアル、基準額の共同作成
- 【⑥施設の共同化】
 - ・浄水場、配水池等の合理的配置
 - ・水源、施設の統廃合
- 【⑦災害対策の共同化】
 - ・緊急時用連絡管の整備
 - ・緊急用資機材の共同備蓄

市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

＜平成28年2月29日付 公営企業課長、公営企業経営室長連名通知＞

(背景・経緯)

- 水道事業の厳しい経営環境
 - ⇒施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来 ⇒人口減少に伴う料金収入の減少
- 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業三課室長通知)
 - 経営戦略の策定にあたっては、広域連携についても経営基盤の強化の推進等を図るための一方策として検討するよう要請。
- 「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)
 - 各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)
- 推進役としての都道府県への期待
 - 市町村を包括する広域自治体として、広域連携について検討する場を提供する役割が期待されている。

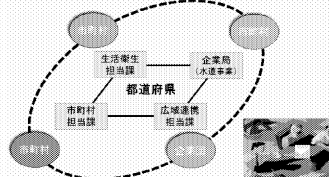
(通知内容)

1. 広域連携に関する検討体制の構築等

(1)検討体制の構成

- 都道府県(生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び企業局)
- 各都道府県内すべての市町村、企業団及び一部事務組合等
 - ※適宜、ブロック毎の検討体制も構築。その際には、連携中枢都市圏や定住自立圏などの既存の広域連携の枠組みにも留意。

(検討体制イメージ)



(2)検討体制の設置時期

28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。

(3)検討事項

- ①各市町村等の現状分析及び将来予測

②市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

(留意点)

- ※できることからの相互協力が重要であり、地域の実情に応じ、施設の共同設置や維持管理業務の共同委託等、幅広く検討すること。
- ※連携中枢都市圏や定住自立圏などの活用や広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。
- ※事務の代替執行や公の施設の区域外設置等の制度の活用など、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。
- ※民間事業者が持つノウハウ等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。

(4)検討の目的

平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。

(5)検討結果の公表

HP等により公表、広く住民に周知するとともに、議会へ説明

(6)検討結果の見直し

広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直し

2. 経営戦略の策定支援に係る地方財政措置

3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表

検討体制の設置状況、検討状況について調査及び公表

6. その他

46

集中強化期間の取組方針について(概要)

平成26年6月16日
民間資金等活用事業推進会議

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2~3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

○重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

- (1)事業規模目標 : 2~3兆円(今後10年間の目標を前倒し)
(2)事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

○重点的な取組

【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 会計処理の整理、指定管理者制度との適用関係の明確化等、事業環境の整備

等

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・ 地域企業のノウハウ習得、地域人材の育成、民間資金等活用事業推進機構の活用等

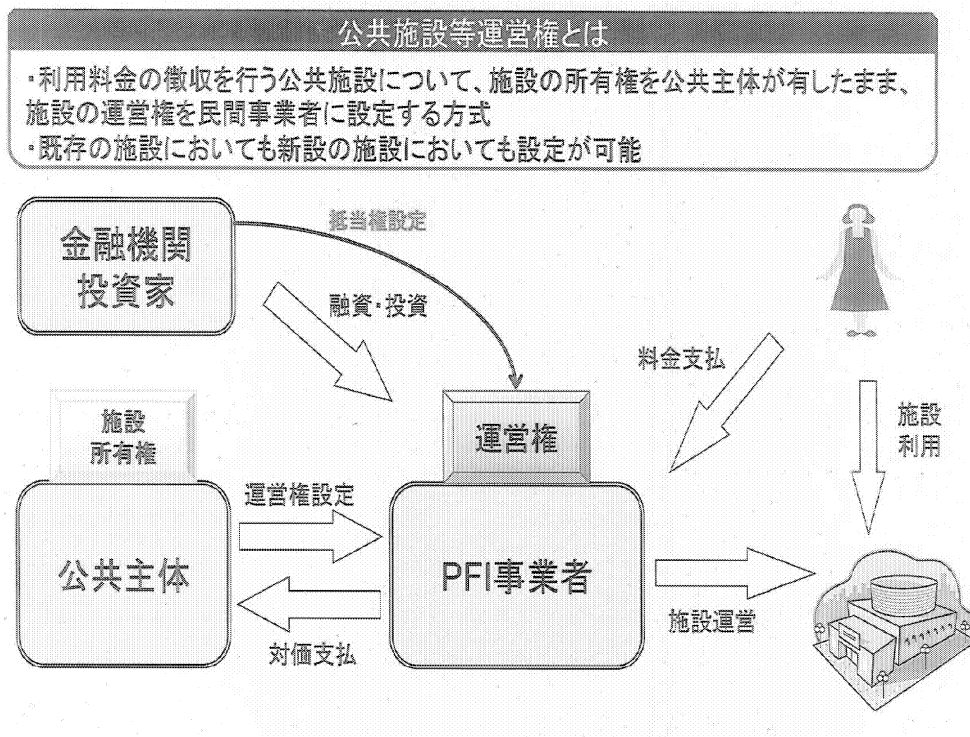
等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

47

公共施設等運営権(コンセッション方式)



48

公営企業の経営形態の多様化に関する検討 ①

【背景・趣旨】

(1. 複合的な経営形態の検討)

- ドイツでは、自治体が設立した第3セクター等(シュタットベルケ)が電気、ガス、熱供給、水道、交通等の複数の公共サービスを一体的に提供し、電力事業や上水道事業などの比較的収益が見込まれる事業から得た収益などを、交通事業などの収益の得にくい事業に移転させることで、都市の行政サービス・インフラ事業を最低限の自治体負担の下で実現していく仕組みが活用されている。
- 日本では、各事業単位での独立採算の原則の下、経営が行われているが、繰出金等を依存している一般会計が今後更に厳しい財政状況となることを踏まえれば、一般会計への負担を増やすことなく持続的にサービスを提供する手法として、ドイツの複合的な経営形態は、非常に参考になる仕組みである。また、ドイツのシュタットベルケは地域資源の活用や地域内の経済循環、産業・雇用の創出においても重要な役割を果たしており、地方創生を進める日本においても注目値する。(資源・エネルギー戦略調査会(分散型エネルギーシステム分科会)において、務台座長より「日本版シュタットベルケの実現には公営企業を絡めるとできそうな気がする」旨の発言あり。)
- 一方、日本でも、地域のインフラを支える地元企業が自治体と協力して三セクなどを設立し複合的な経営を行う例もあるところ。また、コンセッション等、従来直営で実施されてきた公営企業について、民間活用する仕組みも整備が進んできたところである。
- このような情勢を踏まえ、コンセッション等の民間活用の手法も活用しながら複合的に公共サービスを提供する経営形態について検討する必要がある。

49

公営企業の経営形態の多様化に関する検討 ②

〔背景・趣旨〕 続き

(2. 地方独立行政法人制度の活用)

- 今後の公営企業の厳しい経営環境に鑑みると、コンセッション等、民間経営主体を活用した効率的なサービスの提供が期待できない地域では、公営企業の経営形態や経営手法のさらなる効率化は避けて通れない課題である。
- 一方、地方独立行政法人制度については、地方自治体のガバナンスの下、経営について一定の独立性を有し、弾力的・効率的な運営が可能であり、民営化が期待できない地域でも、効率的な経営を実現できる経営形態として、活用が期待される。
- また、既に設立された地方独立行政法人に他の市町村が窓口事務を処理させることを可能とする新たな広域連携の手法が検討されており、公営企業においても広域化を進める際の受け皿として期待できるところである。
- しかしながら、現在、地方独立行政法人制度は病院事業においてしか活用されておらず、今後、他の公営企業の分野でも活用が進む方策について検討する必要がある。

〔主な検討項目〕

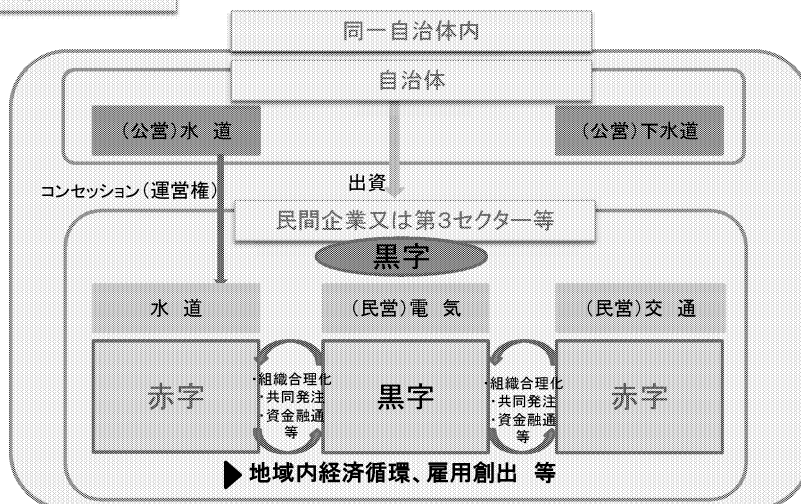
- 複合的な経営形態のあり方について検討
 - ・コンセッションを活用して、民間事業者が公営事業を複合的に経営することの可能性・制度上の課題等について
 - ・公営企業、地独法において複合的な経営を行うことの可能性・制度上の課題等について
- 効率化・広域化を進める方策として地方独立行政法人制度の活用について検討
 - ・病院以外の事業分野における地方独立行政法人制度の活用可能性及び課題
 - ・広域化の受け皿として地方独立行政法人の活用可能性及び課題

50

複合化のイメージ

参考

複合化

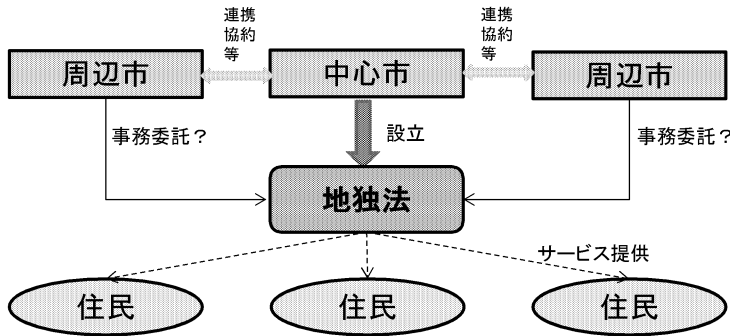


・民間企業や第3セクター等の民間経営主体
 ・公営企業
 ・地方独立行政法人
 が複合的経営を行うことの可能性・制度上の課題等について検討

- ➡ ○ 企業全体で「黒字」を確保することにより、一般会計への負担を増やすことなく持続的にサービスを提供することが可能。
- 地域資源の活用や地域内の経済循環、産業・雇用の創出に貢献する地域密着型の事業体を創出することが可能。

51

地独法活用



【地独法の特徴】

- ・市町村からの独立性
- ・市町村によるガバナンス
- ・弾力的・効率的で透明性の高い運営
- ・事務のノウハウの蓄積、職員の専門性の確保、柔軟な人事運営

- ➡ ○地独法を活用することにより、自治体からの財政支援を削減することが可能
 - ・非公務員型の地独法とすることにより、人件費等を削減(自治体の定員も削減)
 - ・弾力的な契約方式の採用や、予算・人事に拘束されない機動的な事業執行・任用等により、効率的な運営を実現
- 中心市だけで広域化の受け皿を設立することができ、その後連携協約等により広域化を進めることが可能(企業団の設立や地独法の共同設立よりも手続きが容易)
- 法人の長に権限が集中しており、議会がないため企業団よりも運営が効率的
- 柔軟な給与条件の下、経営感覚や業務専門性に優れた理事長等の役員を採用

第6部 平成 29 年度予算

平成29年度地方財政計画について



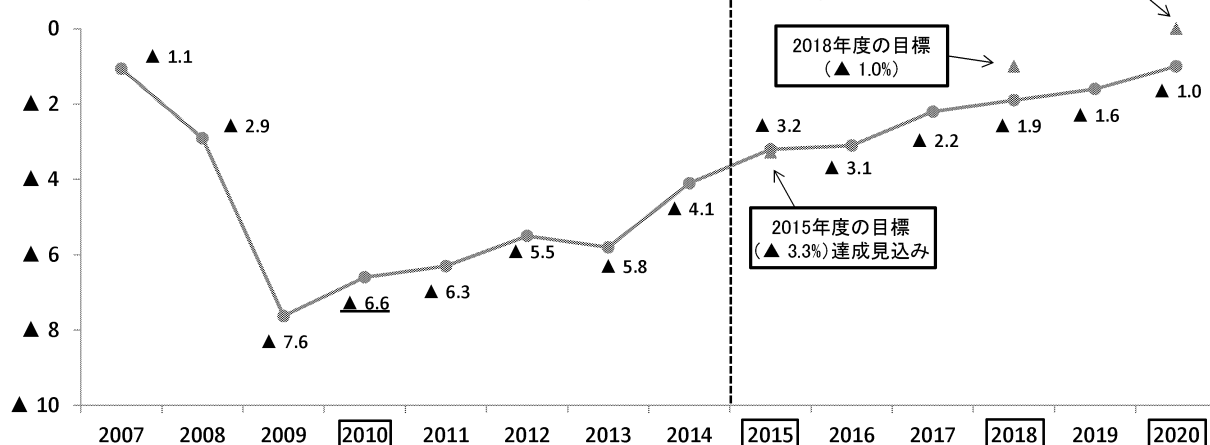
平成29年3月10日
 総務省自治財政局財政課
 財政企画官 和田 雅晴

国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移
 (「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年7月26日内閣府)の「経済再生ケース」)



	2010年度	2014年度	2015年度	2020年度(目標)	2020年度(見込)
プライマリーバランス (対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲20.0兆円 [▲4.1%]	▲15.8兆円 [▲3.2%]	黒字化	▲5.5兆円 [▲1.0%]

経済財政運営と改革の基本方針2015（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安*に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

* 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

2

地方交付税法定率分増減の場合の対応状況

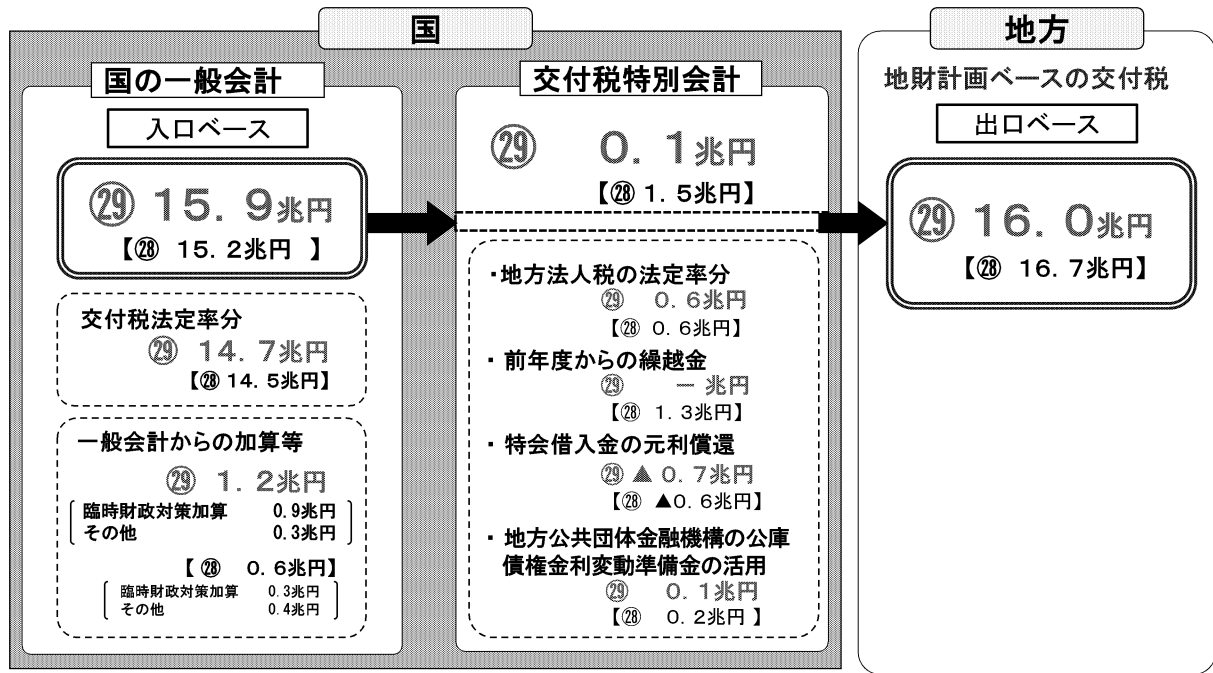
（単位：億円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
前年度 国税決算	▲5,016	▲4,994	▲6,596	5,758	5,455	2,244	4,176	4,569	6,372	▲1,519
当該年度 補正予算	▲2,992	▲22,731	▲29,515	7,368	3,608	662	7,432	4,969	6,741	
合計	▲8,008	▲27,725	▲36,111	13,126	9,063	2,906	11,608	9,538	13,113	
一般会計加算	2,992	22,731	29,515	—	—	—	—	—	—	—
調整復活	—	—	—	304	881	707	259	315	469	
その他	—	—	—	再算定・特交増額 2,696	特交増額 3,573	—	—	—	—	
翌年度繰越	—	—	—	10,126	4,608	2,199	11,349	9,224	12,644	?

※国税決算の減に伴う精算分及び補正予算の減に伴う一般会計加算分については、後年度に精算。

3

平成29年度仮試算 地方交付税の姿

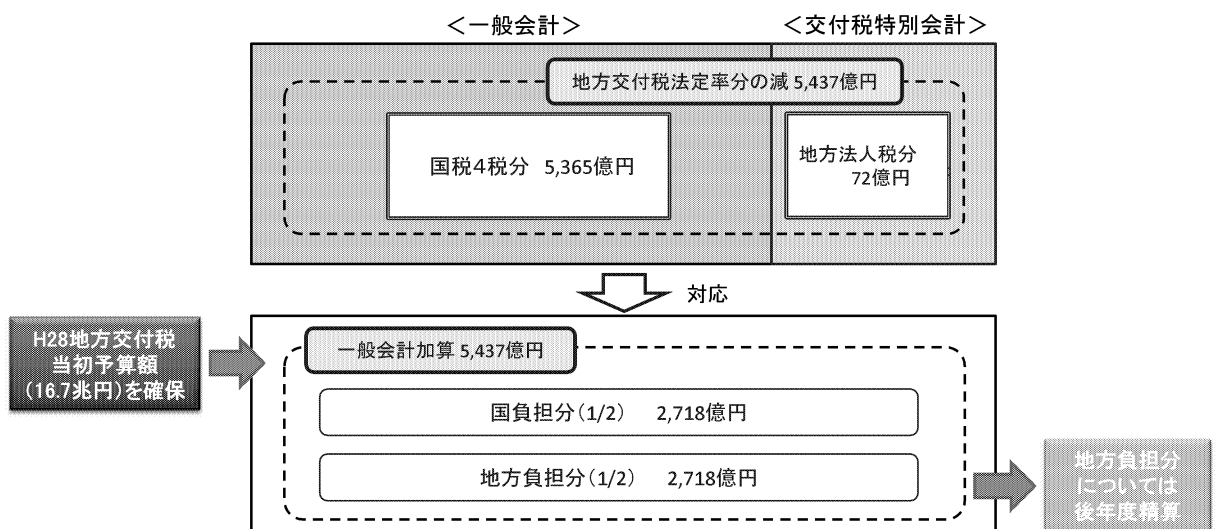


(※)表示単位未満四捨五入の関係で横上げと合計が一致しない箇所がある (※)【 】内は28当初予算数値である

- ・一般財源総額 29 62.1兆円 (60.3兆円) 28 61.7兆円 (60.2兆円) ※()は水準超除きの一般財源総額
- ・臨時財政対策債 29 4.7兆円 28 3.8兆円

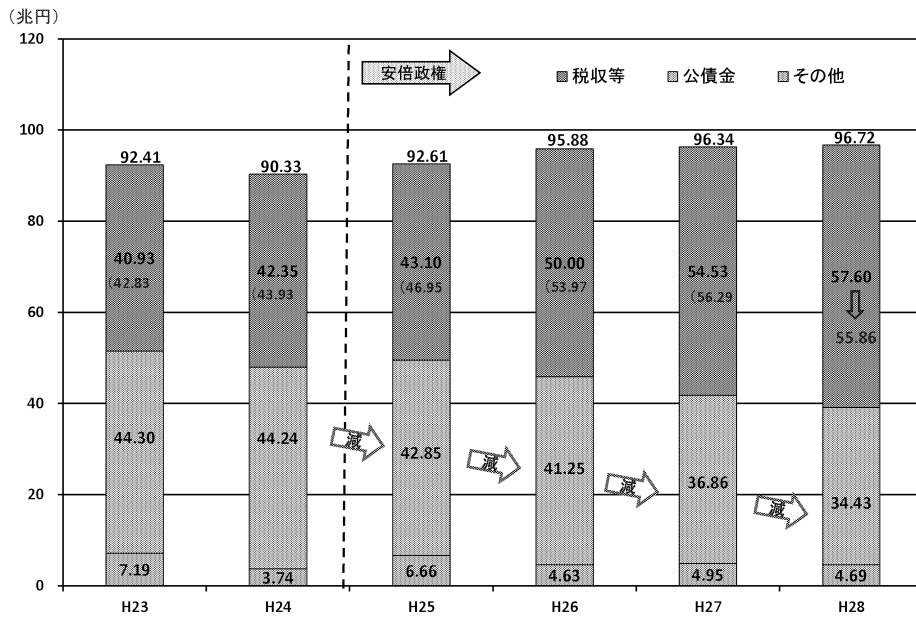
平成28年度補正予算（第3号）に伴う地方交付税の取扱い

- 補正予算に伴う地方交付税法定率分の減については、既に当初予算額の大宗を地方団体に交付していることから、一般会計から全額を補てんすることが必要。⇒ 補正交付税法改正事項
- 一方で、補正予算に伴う地方交付税法定率分の減についても、折半ルールにより対応することが基本であることから、一般会計からの補てん額のうち半分は地方負担分(2,718億円)として、平成29年度から5年間(各年度544億円)で精算。⇒ 補正交付税法改正事項



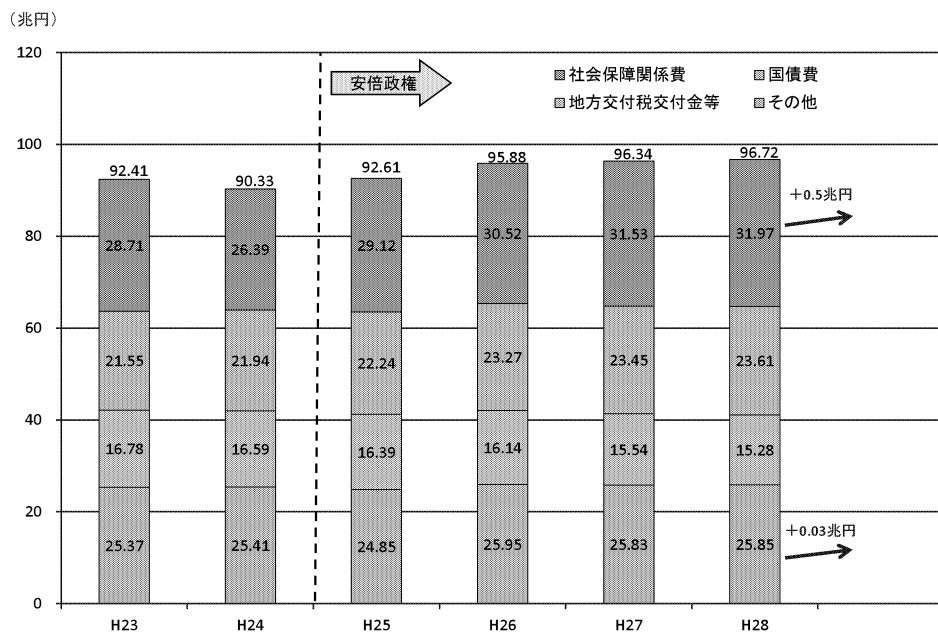
※表示単位未満四捨五入

国の主な歳入予算の推移（当初予算ベース）



6

国の主な歳出予算の推移（当初予算ベース）

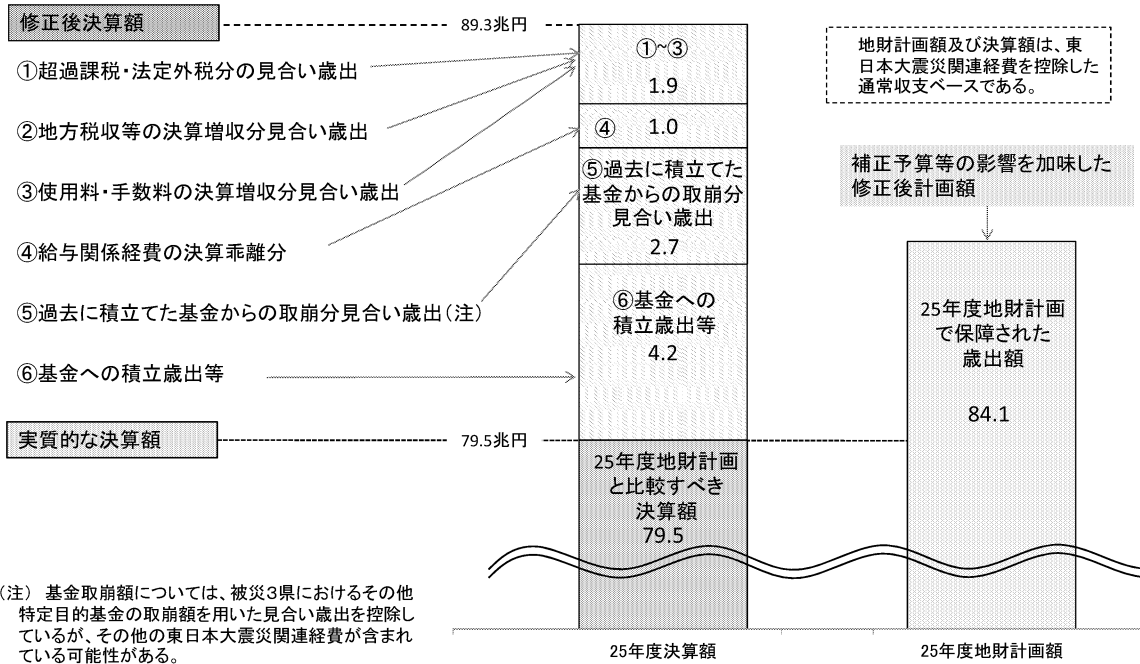


7

25年度決算額歳出と計画額歳出との乖離について①

平成28年11月17日
財政制度等審議会

○ 決算額と地財計画額が実質的に比較可能となるようベースを合わせると、
実質的な決算額(79.5兆円) < 実質的な地財計画額(84.1兆円)

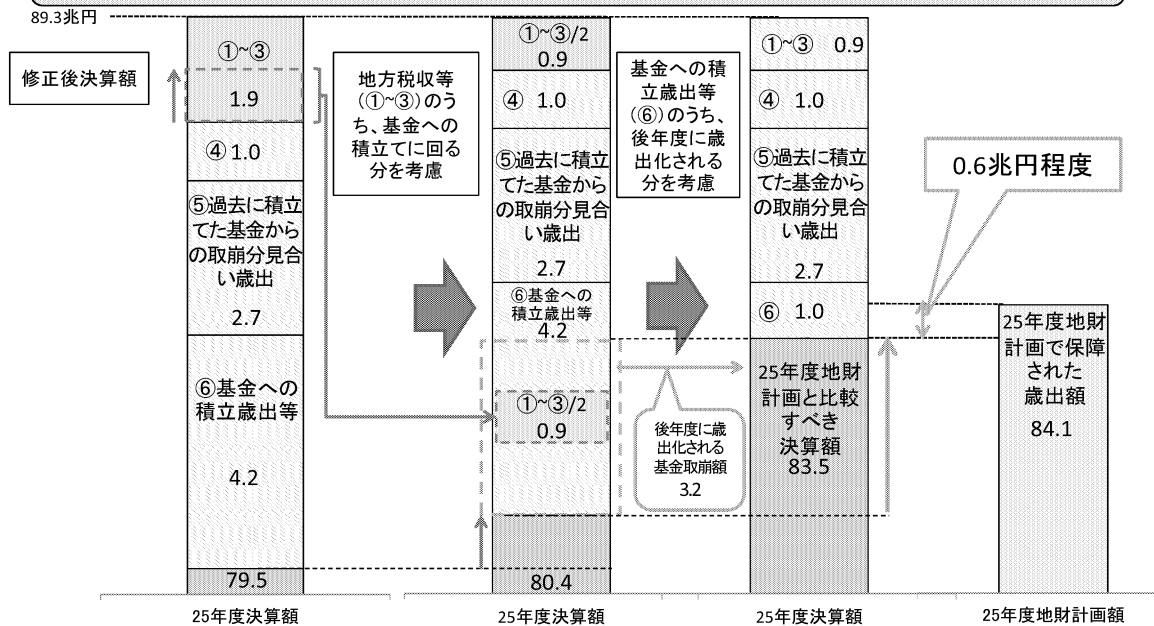


8

25年度決算額歳出と計画額歳出との乖離について②

平成28年11月17日
財政制度等審議会

○ 決算額と地財計画額が実質的に比較可能となるようベースを合わせ、さらに前頁の仮定を反映すると、
実質的な決算額(83.5兆円) < 実質的な地財計画額(84.1兆円)



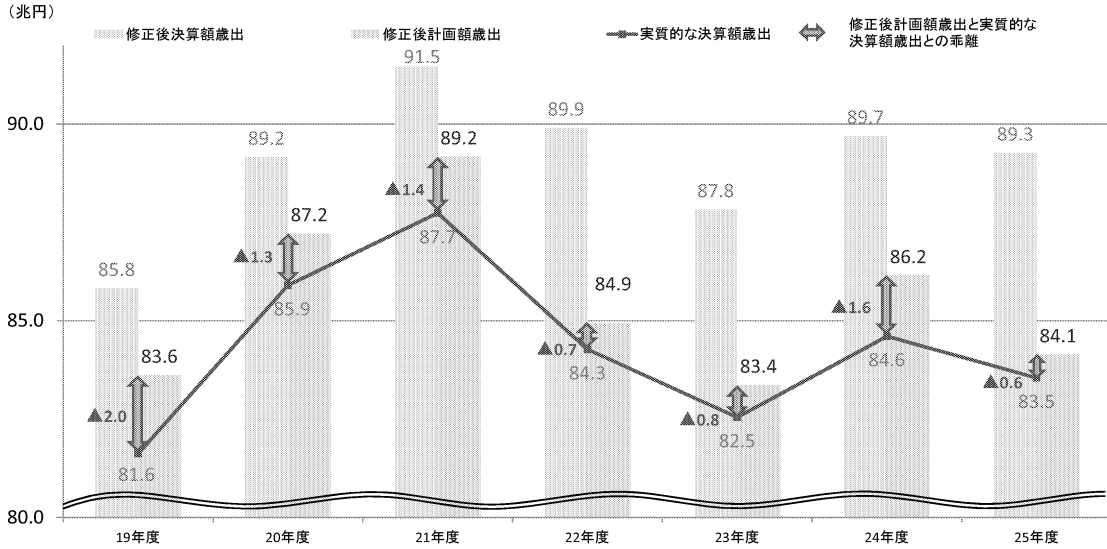
(注) 「⑥基金への積立歳出等4.2兆円」のうち、基金への積立歳出は3.1兆円。したがって、上記の「後年度に歳出化される基金取崩額3.2兆円」は、本来は2.1兆円(=3.1-1.0)であるが、本試算では簡略化のため、「⑥基金への積立歳出等4.2兆円」から1.0兆円を引いて3.2兆円としている。

9

決算額歳出と計画額歳出の乖離推移

平成28年11月17日
財政制度等審議会

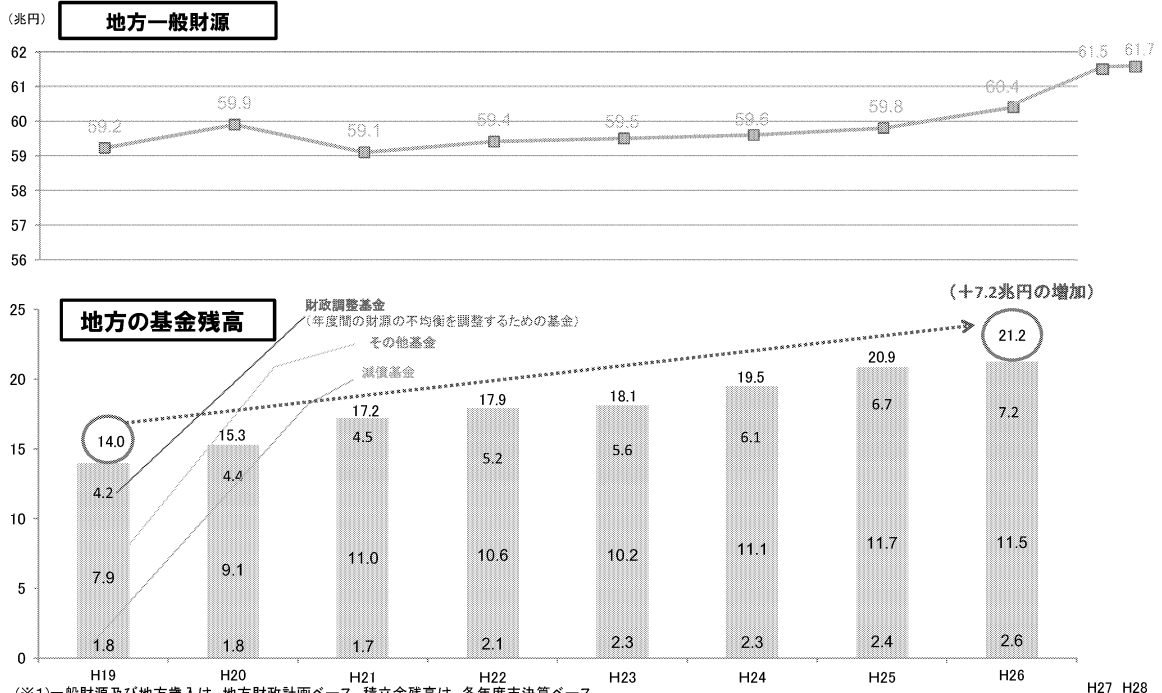
- 近年の実質的な決算額と計画額を比較すると、継続的に1兆円前後、計画額歳出の方が決算額歳出を上回っていると試算される。
- 毎年度、国において赤字国債を発行して地方一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障(移転)の適正規模については、より一層の精査が必要と考えられる。



10

地方の基金残高の推移

平成28年11月17日
財政制度等審議会



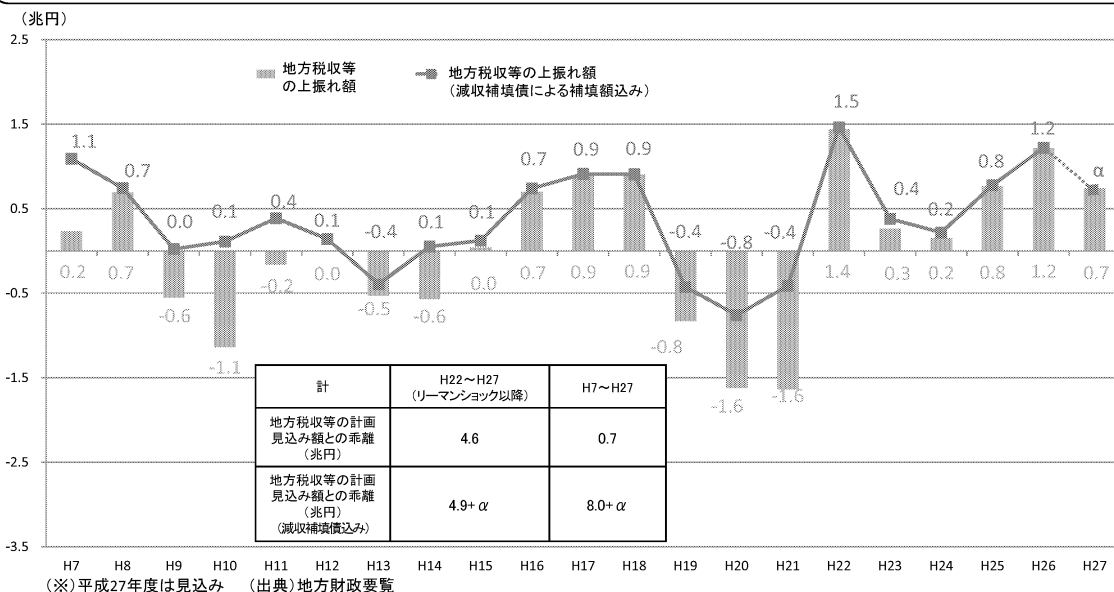
(※1)一般財源及び地方歳入は、地方財政計画ベース。積立金残高は、各年度末決算ベース。
(※2)平成23年度から26年度までの積立金残高については、被災3県のその他基金(23年度:1.5兆円、24年度:1.5兆円、25年度:1.5兆円、26年度:1.4兆円)を除いた額。

11

地方税収等の計上の適正化

平成28年11月17日
財政制度等審議会

- リーマンショック以降、地方税収等は決算での上振れが続いており、22～27年度までの累計で+4.6兆円の決算増収。
- より長期で見ても、地方税収等が下振れた場合は減収補填債が発行(元利償還費を地財計画に計上)され、計画見込みからの下振れ分が補填されている。



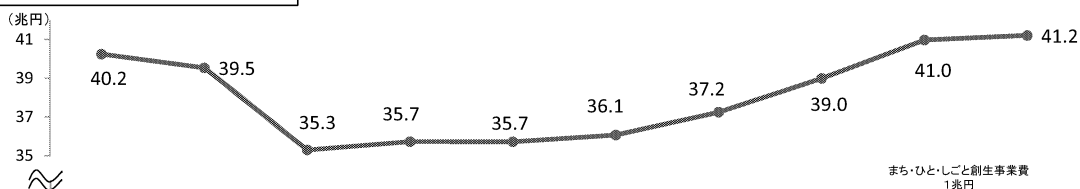
12

歳出特別枠の廃止・純減(平時モードへの切り替え)

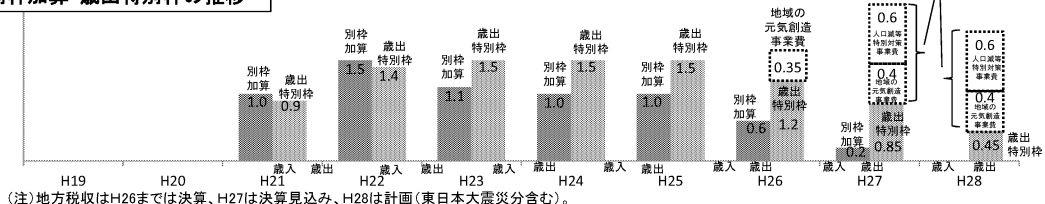
平成28年11月17日
財政制度等審議会

- リーマン・ショック後の臨時異例の危機対応として、地財計画の歳入面では「別枠加算」、歳出面では「歳出特別枠」が措置され、「歳出特別枠」は今も継続している。しかしながら、その後に経済状況は回復し、地方税収は過去最高となっている状況。
- また、「歳出特別枠」は、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として、各地の「人口」を指標に配分されているが、実際にどのような事業に使われているのかを含め、実績等は不明。
- 地財計画の歳出規模は、実質的に見ると決算額を継続的に上回っている可能性も踏まえれば、歳出特別枠については廃止も含めた大幅な見直しが必要。

地方税収(地方譲与税含む)

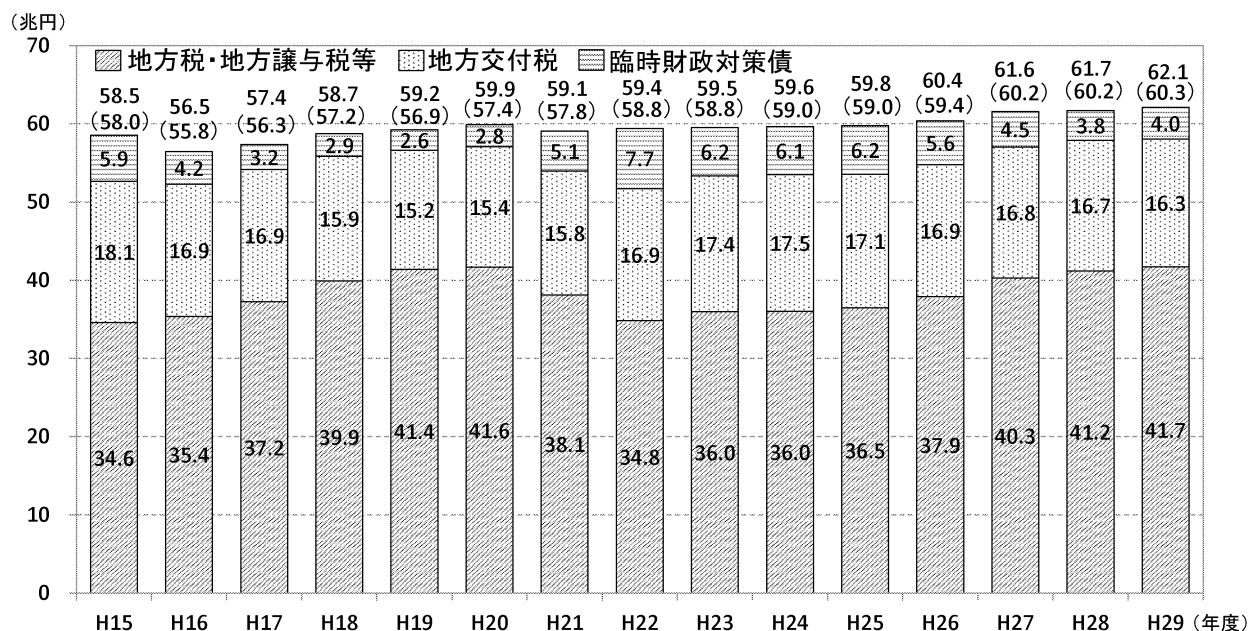


別枠加算・歳出特別枠の推移



13

地方一般財源総額



※ 地方財政計画ベース
 ※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた
 ※ ()書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース
 ※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

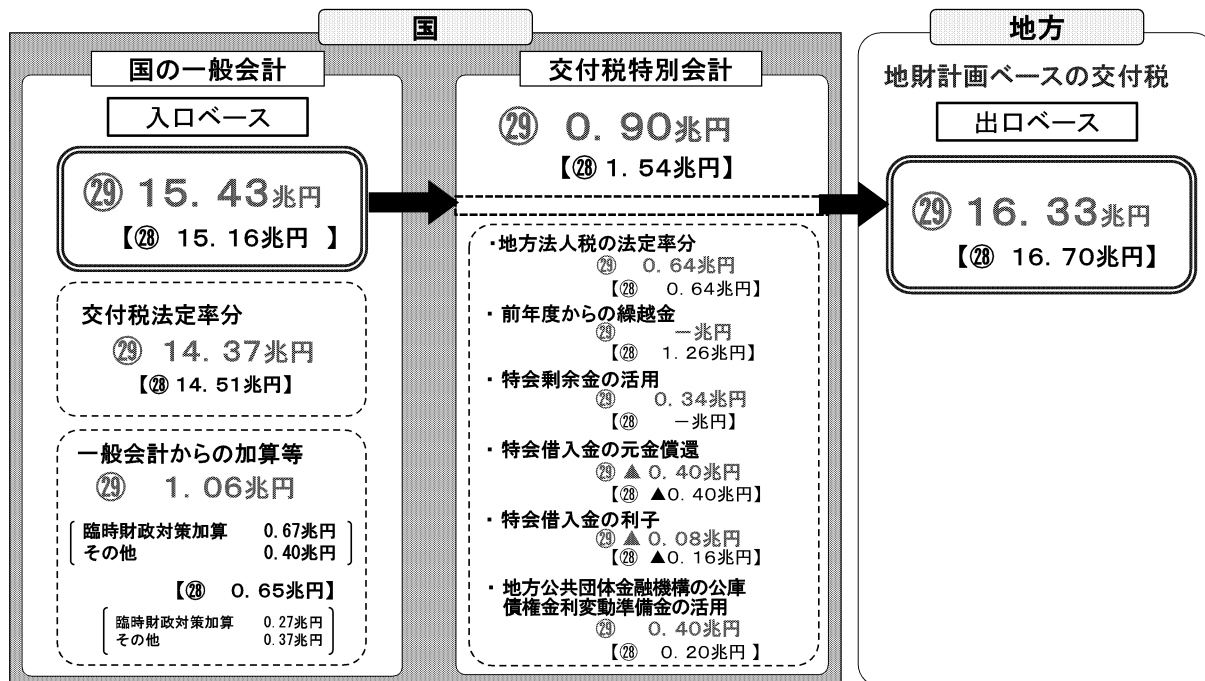
厚生労働省資料

(単位: 億円)

事項	事業内容	平成29年度 予算案 ^(注1)		(参考) 平成28年度 予算額
		国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	3,541	5,593
	社会的養護の充実	416	208	345
	育児休業中の経済的支援の強化	17	6	67
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904	301	904
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	724	241	724
	在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	429	215	390
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 財政安定化基金の造成 (基金の積立残高) ・ 上記以外の財政支援の拡充	1,100	0	580
		(1,700)		(600)
		2,464	832	1,664
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	0	210
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	218
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	2,089
	年金			
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	10	—
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	3	32
合計		18,388	7,877	15,295

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。
 (注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

平成29年度 地方交付税の姿



(※)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある (※)【 】内は㉑当初予算数値である

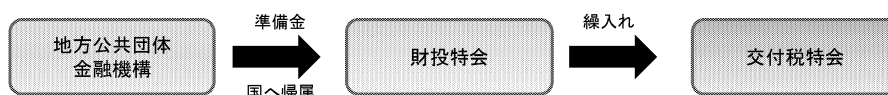
・一般財源総額 ⑳ 62.08兆円(+0.40兆円) ㉑ 61.68兆円 ・一般財源総額 ㉑ 60.27兆円(+0.04兆円) ㉒ 60.23兆円 (水準超除き)	・臨時財政対策債 ⑳ 4.05兆円(+0.26兆円) ㉑ 4.72兆円(+0.93兆円) ㉒ 3.79兆円 ・交付税総額(出口ベース) ⑳ 16.33兆円(▲0.37兆円) ㉑ 15.96兆円(▲0.74兆円) ㉒ 16.70兆円	(※) ()は対前年度増減額
---	--	-----------------

地方公共団体金融機構の準備金の活用について

- 平成29年度に活用することとしていた1,000億円に加え、平成31年度までの3年間で8,000億円以内を目途に追加で国に帰属させ、交付税特会に繰入れて、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中心とした財源に活用
- 平成29年度は、当初活用することとしていた1,000億円を含め、4,000億円を活用

(参考)公庫債権金利変動準備金

- 地方公共団体金融機構(平成20年設立。以下「機構」)は、旧公営企業金融公庫(以下「公庫」)から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに備えて「公庫債権金利変動準備金(以下「準備金」)」(注1)を確保している
(注1) 機構は、資金調達を短期で、貸付を長期で行っている。このため、今後の資金調達コストが上昇するリスクに備えて一定の準備金が必要
- 機構が公庫から承継した業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る準備金は、国に帰属させることが法定されている(地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)附則第14条)
【過去の国への帰属実績】平成20年度:3,000億円(経済活性化・生活対策臨時交付金(平成20年度補正:6,000億円)の財源に活用)
平成24年度:3,500億円、平成25年度:6,500億円(全額を交付税特会に繰り入れ、交付税の財源として活用)
平成27年度:3,000億円、平成28年度:2,000億円(全額を交付税特会に繰り入れ、「まち・ひと・しごと創生事業費」として活用(注2))
(注2)平成29年度までの3年間で6,000億円以内を目途に国へ帰属(平成29年度は1,000億円を予定)
- 機構の資金収支面から試算すると、8,000億円の国への帰属を追加で実施しても、将来の金利変動リスクに対応した機構の必要な財務基盤及び円滑な資金収支が確保される見通し
※ 貸付残高及び資金調達額の減少に伴い、金利変動リスクが低減したことから、準備金の率を引き下げる



交付税特別会計借入金の計画的な償還

(単位: 億円)

年度	償還計画	年度	償還計画	
			変更前	変更後
平成22年度 末残高	336,173	29	5,000	4,000
23	1,000	30	6,000	4,000
24	1,000	31	7,000	4,000
25	1,000	32	8,000	5,000
26	2,000	33	9,000	6,000
27	3,000	34	10,000	7,000
28	4,000	35	10,000	8,000
平成28年度 末残高	324,173	36	10,000	9,000
		37~61	10,000	10,000
		62	9,173	10,000
		63	—	10,000
		64	—	7,173

18

公共施設等の適正管理に係る地方債措置

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債(仮称)」を創設(地方財政計画に計上予定の「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応)。

公共施設等適正管理推進事業債(仮称)

(期間:平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで)

※①~⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
 〈充当率等〉充当率: 90%、交付税算入率: 50%
 ※ 個別施設計画に位置付けられた事業が対象

② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業
 〈充当率等〉充当率: 90%、交付税算入率: 30%
 ※ 個別施設計画に位置付けられた事業が対象

③ 除却事業

充当率: 90%
 (現行75%)

④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
 【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
 〈充当率等〉充当率: 90%、交付税算入率: 30%
 ※ 個別施設計画に位置付けられた事業が対象

⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
 〈充当率等〉充当率: 90%、交付税算入率: 30%
 ※ 立地適正化計画に基づく事業が対象

⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
 〈充当率等〉充当率: 90%(交付税措置対象分75%)、交付税算入率: 30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本
 ※ 個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象

19

「一億総活躍社会」の実現に向けた取組

厚生労働省資料
をもとに作成

○保育士・介護人材等の処遇改善

29年度所要額：1,913億円
(国：952億円、地方：961億円)

保育士等（民間）の処遇改善

29年度所要額：1,098億円
(国：544億円、地方：554億円)

保育園等に勤務する全ての職員

- 2%（月額6千円程度）の処遇改善

技能・経験を積んだ保育士等

- 経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象）
- 経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。
- ※ 放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員についても、それぞれの業務等に相応の処遇改善を実施

介護人材・障害福祉人材の処遇改善

29年度所要額：815億円
(国：408億円、地方：407億円)

介護人材・障害福祉人材

- 臨時に介護報酬改定を行い、介護職員処遇改善加算について、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組み（キャリアアップの仕組み）を構築した事業者に対し、新たな上乘せ評価を行う加算を創設 ⇒ 月額平均1万円相当の処遇改善
- 障害福祉人材についても、同様の処遇改善を実施

※この他、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費（128億円）が全額国費により措置されている。

20

緊急防災・減災事業の拡充・延長について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

1. 対象事業（※は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの）

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

(1) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi※等）の整備 など

(2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化※
- ② 消防の広域化又は共同化※に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

(3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

21

＜参考＞ 歳出特別枠の推移

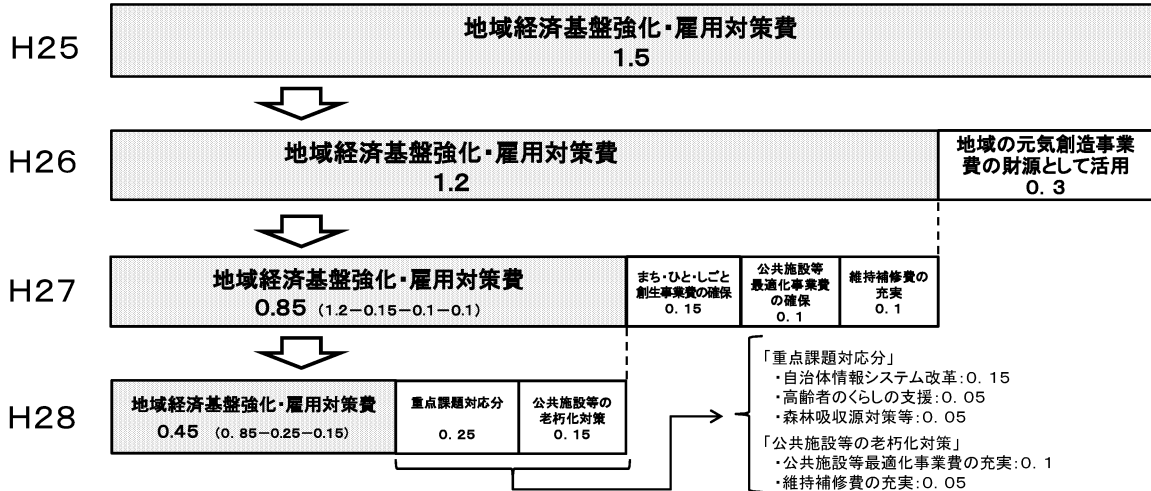
(単位:億円)

リーマンショック後の対応

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地方再生対策費(※)	4,000	4,000	4,000	3,000	-	-	-	-	-	-
地域雇用創出推進費	-	5,000	-	-	-	-	-	-	-	-
地域活性化・雇用等対策費 (②は地域活性化・雇用等臨時特別費)	-	-	9,850	12,000	-	-	-	-	-	-
地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	-	-	-	14,950	14,950	11,950	8,450	4,450	1,950
合計	4,000	9,000	13,850	15,000	14,950	14,950	11,950	8,450	4,450	1,950

※ 地方再生対策費は、地方税の偏在是正等により財源を確保したものである。

(単位:兆円)



22

歳出特別枠の見直し

平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保(0.25兆円)した上で、同額を歳出特別枠(㊹0.45兆円)から減額(㊹0.2兆円)。

【経済財政運営と改革の基本方針2015(抄)(平成27年6月30日閣議決定)】

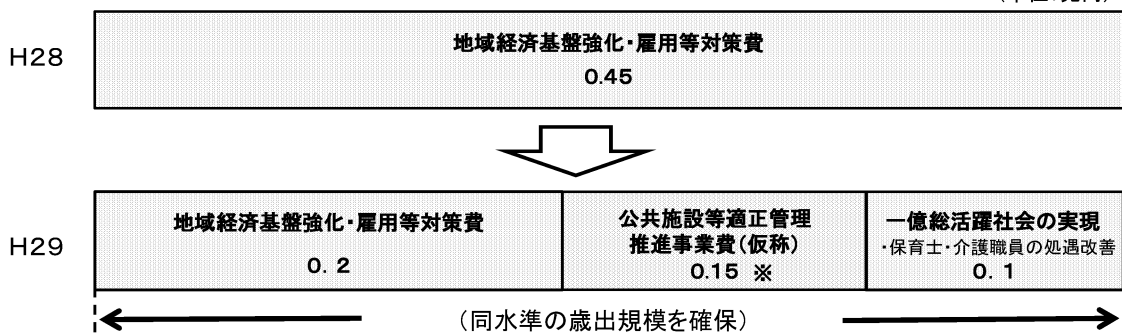
別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく

【平成28年度地財対策における総務・財務両大臣覚書(抄)(平成27年12月22日)】

四 地方財政計画の歳出に設ける「特別枠」(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の金額については、四、四五〇億円とする。「特別枠」の平成二十九年度以降の取扱いについては、経済再生の進展を踏まえて、総務大臣及び財務大臣が協議して定めるものとする。

＜イメージ＞

(単位:兆円)



※現行の「公共施設等最適化事業費(2,000億円)と合わせて3,500億円の規模で創設

23

トップランナー方式の推進について

平成28年11月25日
経済財政諮問会議
高市議員提出資料

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

平成28年度の取組

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇学校用務員事務	◇本庁舎夜間警備	◇公用車運転	◇学校給食(運搬)	◇プール管理	◇情報システムの運用
◇道路維持補修・清掃等	◇案内・受付	◇一般ごみ収集	◇体育館管理	◇公園管理	
◇本庁舎清掃	◇電話交換	◇学校給食(調理)	◇競技場管理	◇庶務業務の集約化	

平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入。

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—	指定管理者制度導入
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化

24

【参考資料】トップランナー方式の検討対象業務(図書館管理等5業務)について

平成28年11月25日
経済財政諮問会議
高市議員提出資料

検討対象業務	業務改革の内容	今後の方針
◇図書館管理	指定管理者制度導入	以下の地方団体の意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとする。
◇博物館管理		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館・博物館等) ・ 地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的・継続的に維持していく必要がある。(公民館) ・ 子育て支援機関として重要な役割を有しており、保育所、学校その他の機関との連携が重要である。(児童館等) ・ 専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。
◇公民館管理		<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。 ○ 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。
◇児童館等管理		<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。
◇窓口業務(戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	総合窓口・アウトソーシングの活用	<p>地方団体において、以下の政府の取組を注視している等の意見があり、今後の業務改革の進捗状況等を踏まえて検討する必要があることから、平成29年度の導入を見送り、引き続き検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を今年度中に作成予定である。 ○ 第31次地方制度調査会において、公権力の行使を含む窓口業務に地方独立行政法人を活用することについて答申があり、総務省において、その趣旨・内容を踏まえ、具体的な取組内容を検討している。

25

参 考 資 料

平成 2 9 年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 86.6兆円 (85.8兆円)	給与関係経費 20.3 (20.3)	一般行政経費 36.5 (35.8)	地域経費を 雇用等 対策費 0.2 (0.4)	投資的 経費 11.4 (11.2)	その他 5.6 (5.2)

国・地方で折半

歳入 86.6兆円 (85.8兆円)	国庫 支出金 13.5 (13.2)	地方 債等 11.0 (10.9)	地方税・地方譲与税等 41.7 (41.2)	臨時財政 対策債 〔元 還利 分等〕 3.4 (3.5)	地方交付税 16.3 (16.7)	臨時財政 対策加算 0.7 (0.3)
						臨時財政 対策債 折半分 0.7 (0.3)

※()内は平成28年度当初の数値

地方一般財源総額 ㉑ 62.1兆円(㉒ 61.7兆円)

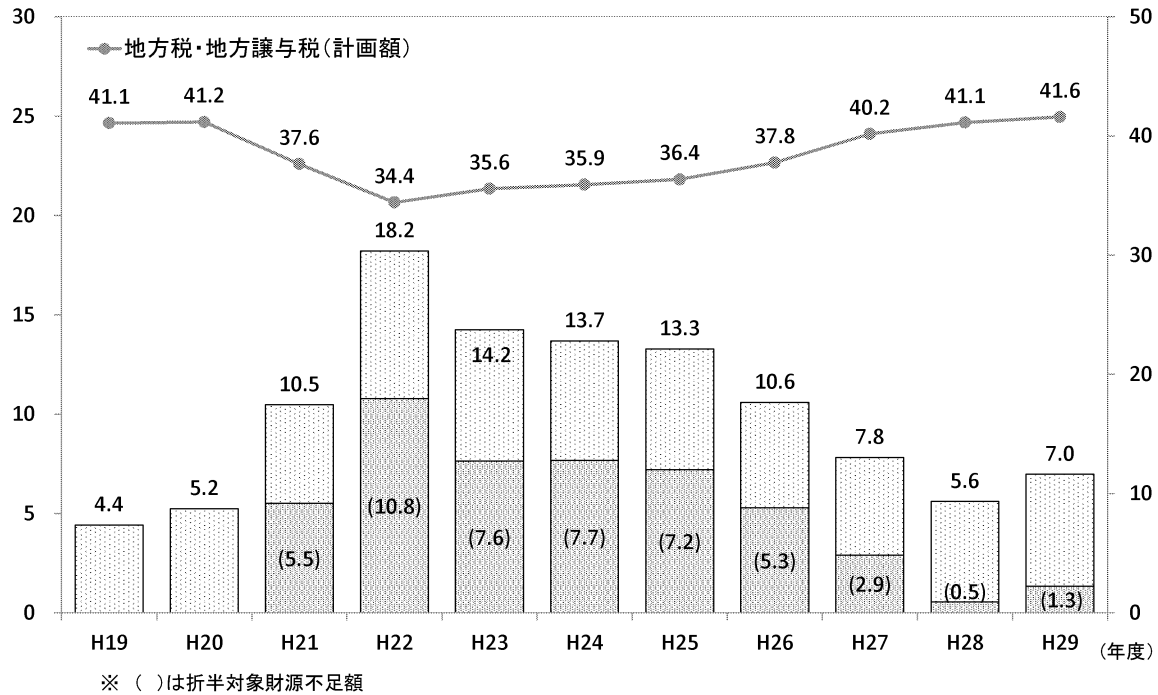
<参考> 財源不足額 ㉑ 7.0兆円(㉒ 5.6兆円)
折半対象財源不足額 ㉑ 1.3兆円(㉒ 0.5兆円)
臨時財政対策債発行額 ㉑ 4.0兆円(㉒ 3.8兆円)

1

地方の財源不足額と地方税収

(財源不足額 兆円)

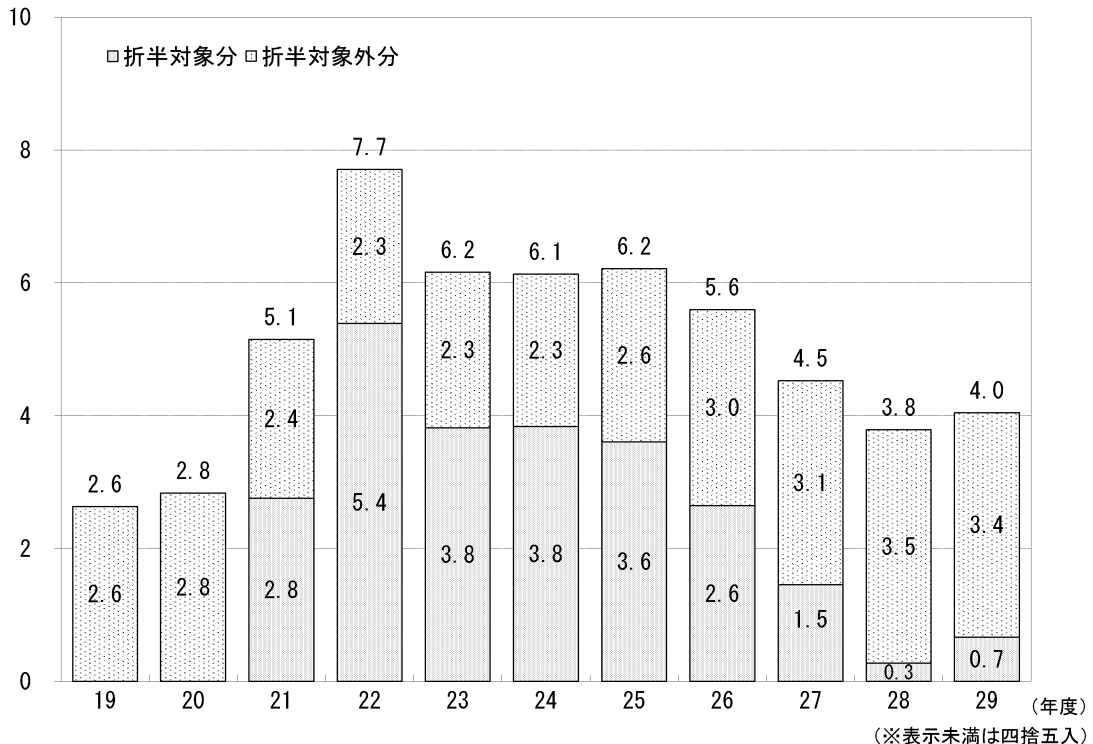
(地方税・地方譲与税 兆円)



2

臨時財政対策債の発行額（計画ベース）

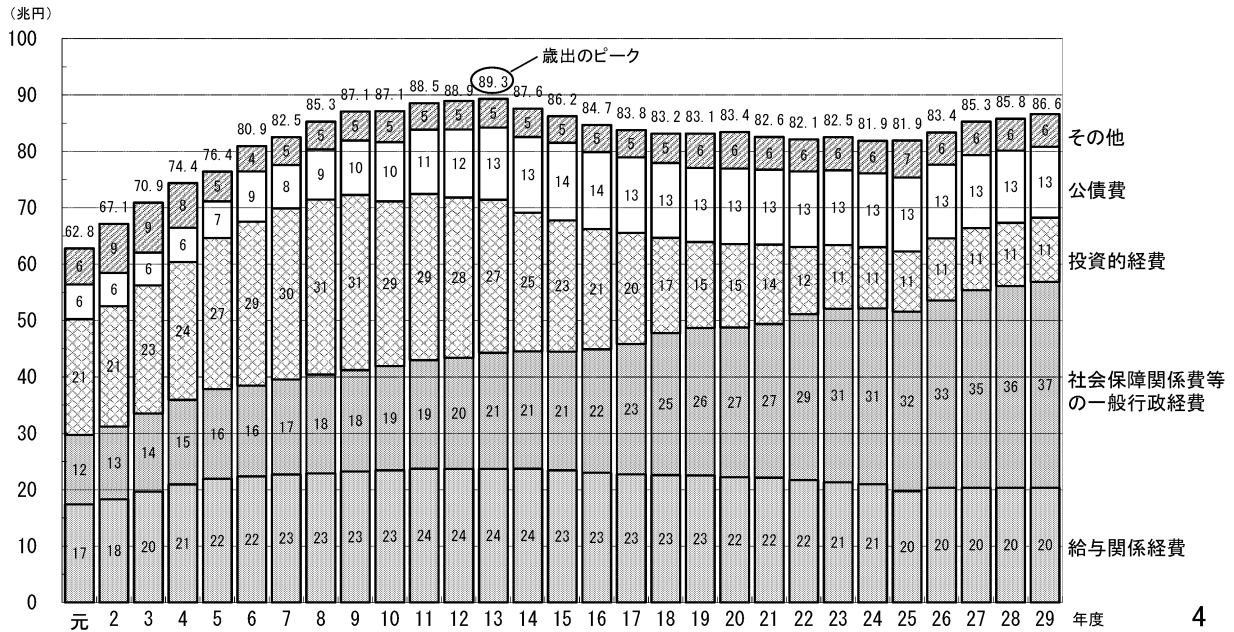
(兆円)



3

地方財政計画の歳出の推移

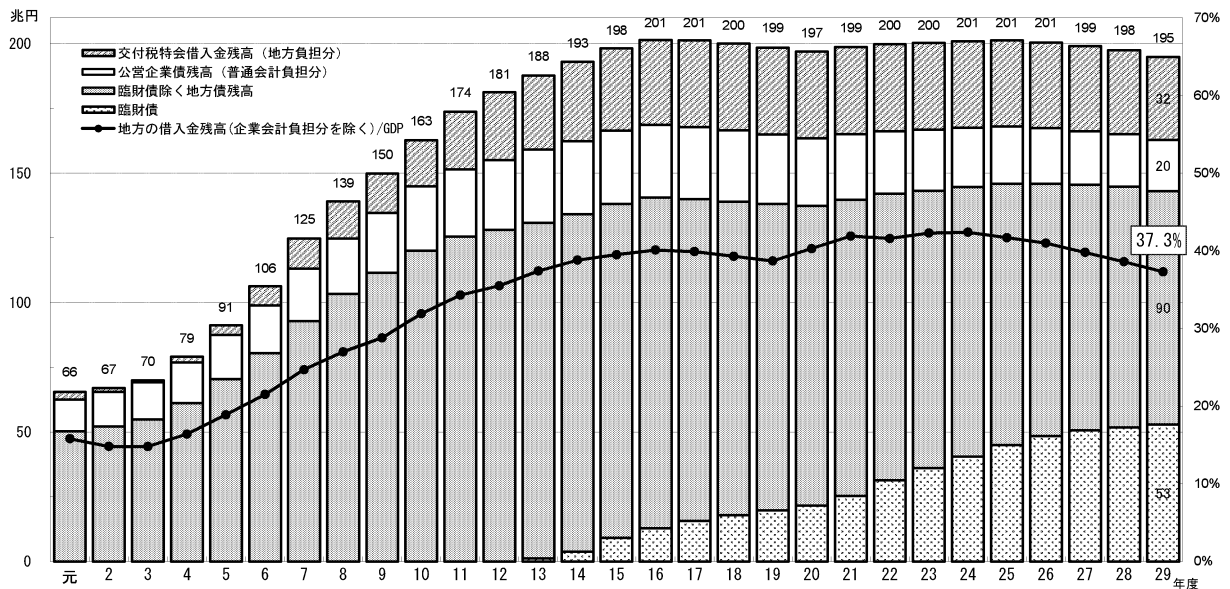
近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



4

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、29年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成27年度までは決算ベース、平成28年度は実績見込み、平成29年度は年度末見込み。
 ※2 GDPは、平成26年度までは実績値、平成27、28年度は実績見込み、平成29年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

5

平成29年度の「社会保障の充実」等について



平成29年3月10日
総務省自治財政局調整課
理事官 君塚 明宏

1

平成29年度予算 概算要求基準（平成28年8月2日閣議了解）（抄）

1. 要求・要望について

- 年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う増加額として6,400億円を加算した額の範囲内において、要求する。

なお、上記増加額について、平成25年度予算から平成28年度予算までと同様、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、過去4年間の増加額が高齢化による増加分に相当する伸びとなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成30年度まで継続していくことを目安とし、年金・医療等に係る経費について、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成29年度予算に反映させることとする。

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日 閣議決定）（抄）

安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度（平成32年度）に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

2. 予算編成過程における検討事項

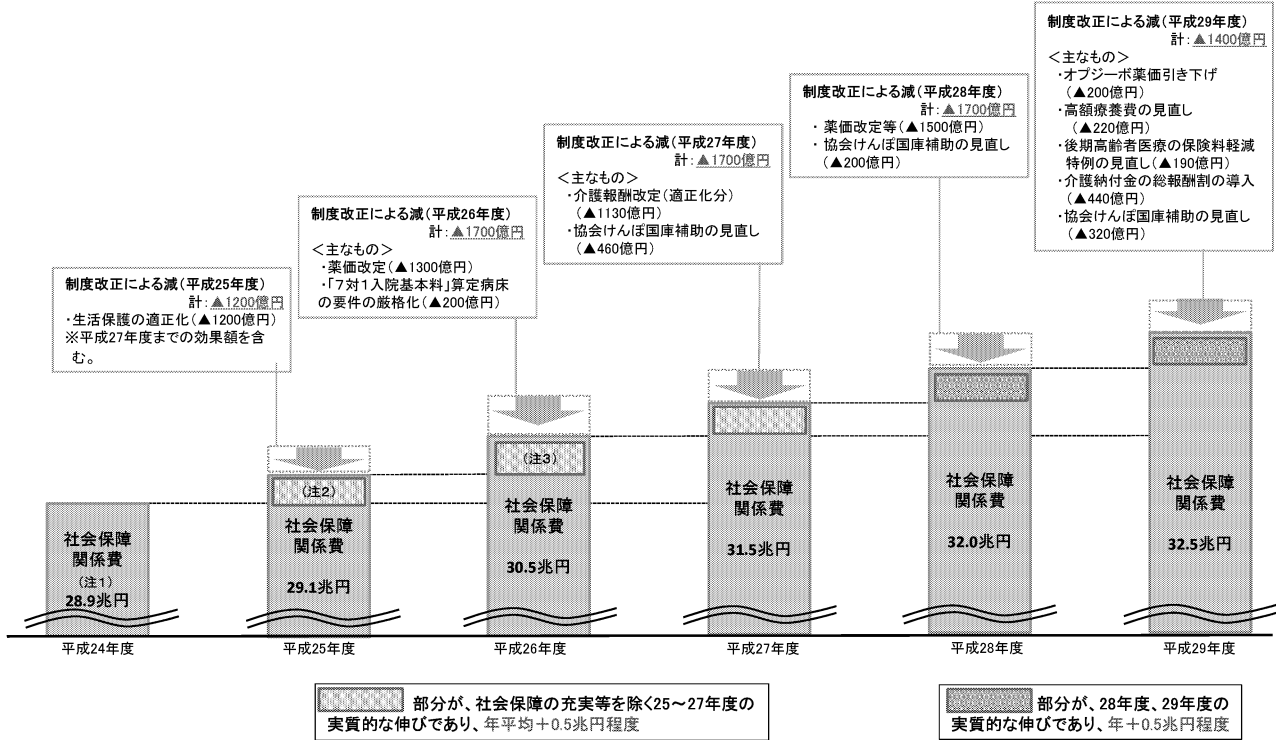
- 消費税率引上げと併せ行う充実等（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（以下「社会保障4経費」という。）の充実及び社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増をいう。）その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

- 一億総活躍社会の実現に向けた施策については、「ニッポン一億総活躍プラン」で示された「『経済・財政再生計画』の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していく」との方針、「経済財政運営と改革の基本方針2016」で示された「アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する」との方針を踏まえ、予算編成過程で検討する。

2

最近の社会保障関係費の伸びについて

厚生労働省資料

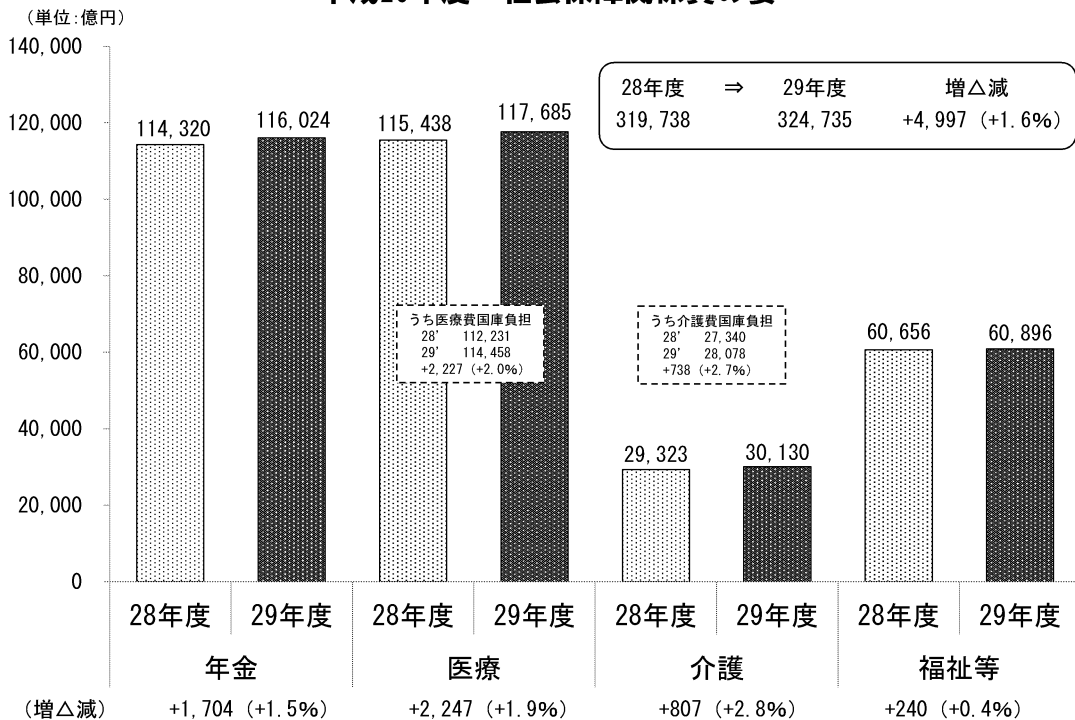


(注1)年金国庫負担2分の1ベースの予算額。
 (注2)基礎年金国庫負担の受入超過による精算(▲0.3兆円)の影響を含めない。
 (注3)高齢者の医療費自己負担軽減措置等に係る経費の当初予算化(+0.4兆円)の影響を含めない。
 (注4)社会保障関係費の計数には、社会保障の充実等を含む。

3

財務省資料

平成29年度 社会保障関係費の姿



4

社会保障の充実については、給付と負担のバランスを考えれば、消費税率の引き上げを延期する以上、全てを行うことはできません。

また、赤字国債を財源に社会保障の充実を行うような無責任なことは私たちは行いません。

しかし、安倍政権の子育て世帯を応援する決意は揺らぎません。消費税財源を活用して行う社会保障の充実のうち、待機児童ゼロや介護離職ゼロを目指した保育・介護の受け皿整備は予定どおり着実に進めます。

また、無年金の問題は喫緊の課題です。年金の受給資格期間の十年への短縮を実行します。

さらに、保育士・介護職員などの処遇改善など、一億総活躍プランに関する施策については、アベノミクスの果実の活用を含め、財源を確保し、優先して実施していきます。

その他の施策についても、優先順位をつけながら、税収の動向や、重点化・効率化の効果を見きわめつつ、今後の予算編成過程の中で最大限努力をしてまいります。

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

平成28年12月22日
第4回社会保障制度改革推進本部資料

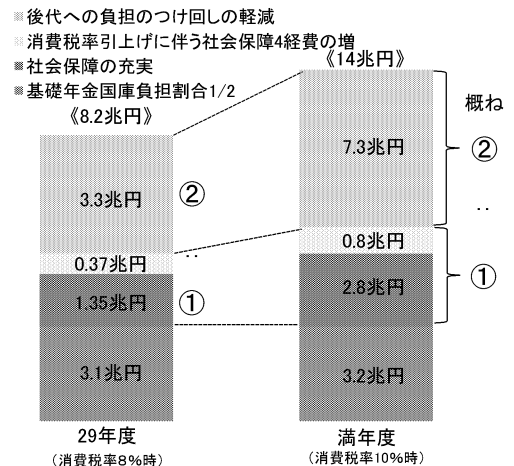
- 消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈29年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○ 基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.1兆円
○ 社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○ 消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○ 後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.3兆円

(参考) 算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。
 (注2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。
 (注3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。